

自動車税（環境性能割）



納める人

自動車を取得した人（軽自動車は除く）。

ただし、割賦販売などで購入し、所有権がまだ売主（ディーラー等）にあるときは、その自動車の買主である使用者です。軽自動車の取得には、軽自動車税（環境性能割）（市町村税）が課税されます。



納める額

$$\text{税額} = \text{取得価額} \times \text{税率}$$

●取得価額について

無償取得などの場合は、通常取引価額が取得価額となります。

また、自動車取得などの際、エアコン、ステレオ等の取付用品を合わせて取得した場合には、その価額も取得価額に含まれます。

●税率

自動車の環境性能に応じて税率が設定されています。

（乗用車の税率）※令和5年12月31日まで

区分	電気自動車等	2020年度燃費基準を達成かつ2030年度燃費基準を					左記に該当なし
		85%達成	75%達成	65%達成	60%達成	55%達成	
自動車税（環境性能割）	自家用	非課税		1%		2%	3%
	営業用	非課税		0.5%	1%	2%	
（参考）軽自動車税（環境性能割）	自家用	非課税		1%		2%	
	営業用	非課税		0.5%		1%	2%

※ 令和5年度税制改正により、令和6年1月1日から新たな税率区分が適用されます。

（乗用車の税率）※令和6年1月1日以降

区分	電気自動車等	2020年度燃費基準を達成かつ2030年度燃費基準を				左記に該当なし	
		85%達成	80%達成	70%達成	60%達成		
自動車税（環境性能割）	自家用	非課税		1%		2%	3%
	営業用	非課税		0.5%	1%	2%	
（参考）軽自動車税（環境性能割）	自家用	非課税		1%		2%	
	営業用	非課税		0.5%		1%	2%

※ 先進安全技術が搭載されたトラック・バス等の新車取得及び乗合バス事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者によるバリアフリー車両の新車取得の場合で、定められた条件を満たすとき取得価額から一定額が控除される時限的な特例措置が設けられています。



免税点

取得価額が50万円以下の場合、課税されません。



申告と納税

運輸支局で自動車の登録や届出をする際に申告し、同時に税金を証紙で納めます。



非課税、減免等

非課税	相続による取得や所有権留付自動車の所有権が売主から買主に移転したときなど
納税義務の免除	自動車販売業者から取得した自動車をその性能が良好でないなどの理由で1か月以内に返還したときなど
減免	身体や精神に障害がある人については、自動車税（種別割）と同じように減免される場合があります。（詳しくは35ページ参照）



市町村への交付

県に納められた自動車税（環境性能割）から、事務費を控除した額の100分の43に相当する金額が市町村道の面積と延長の比率に応じて市町村へ交付されます。

軽自動車税（環境性能割）は、県が徴収を代行し、定置場の所在する市町村に払い込まれます。